

旭川市火災予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 8 月 1 日

旭川市消防長 小野田 実

旭川市火災予防規程の一部を改正する訓令

旭川市火災予防規程（昭和 55 年旭川市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条及び第 18 条を次のように改める。

第 17 条及び第 18 条 削除

第 64 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（指定催しの指定の手続）

第 64 条の 4 条例第 58 条の 2 第 2 項の規定により催しを主催する者の意見を聴くときは、

旭川市消防本部聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成 11 年旭川市消防本部訓令第 3 号）に定める聴聞によるものとする。

2 条例第 58 条の 2 第 3 項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第 25 号の 3）によるものとする。

3 条例第 58 条の 2 第 3 項の規定による公示は、指定催しの指定の公告（様式第 25 号の 4）によるものとし、その方法は、規則第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項第 2 号中「消防本部、消防署（法に基づく命令を受けた製造所等又は危険物の存する区域を管轄する消防署に限る。）及び当該消防署に属する出張所」とあるのは、「消防本部」と読み替えるものとする。

様式第 7 号の 2 から様式第 7 号の 5 までを削る。

様式第 25 号の 2 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 5 号の 3

指 定 催 し の 指 定 通 知 書

第 年 月 日	
様	
旭川市消防長 ㊟	
<p>あなたが主催する催しは、旭川市火災予防条例第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定催しとして指定したので、同条例第 5 8 条の 2 第 3 項の規定に基づき通知します。</p> <p>つきましては、速やかに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該催しを開催する日の 日前までに、旭川市消防長に対し、火災予防上必要な業務に関する計画提出書を提出してください。</p>	
催しの概要	開催場所
	名 称
	開催期間
	露店等の数
指 定 の 要 件	
備 考	

※ 教 示

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に旭川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、旭川市（訴訟において旭川市を代表する者は旭川市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、旭川市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指 定 催 し の 指 定 の 公 告

次の催しは、旭川市火災予防条例第58条の2第1項の規定に基づき、指定催しとして指定したので、同条第58条の2第3項の規定に基づき公示する。

名 称

主 催 者

開 催 場 所

開 催 期 間

年 月 日

旭川市消防長

㊟

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。